

第 4 章 關係地域

第4章 関係地域

船橋市、市川市、習志野市、浦安市

第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの 意見の概要及びそれに対する事業者の見解

第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの 意見の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書を平成24年8月24日に知事へ送付したところ、平成24年9月18日から平成24年10月17日にかけて縦覧に供され、縦覧開始日から平成24年11月2日の意見提出期間内において、意見書の提出はなかった。

第6章 方法書に対する知事の見解及びそれに対する事業者の見解

第6章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成25年1月24日付環第1030号で通知された方法書に対する千葉県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

(通知)

平成24年8月24日付けで送付のあった標記方法書について、千葉県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該事業については、対象事業実施区域にある最終処分場跡地の改変を伴うことから、施設的设计及び工事の実施に当たっては環境への影響に十分配慮するとともに、環境影響評価の実施に当たっては、これらの事業特性を踏まえ、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を適正に行う必要があります。

さらに、環境保全措置について、今後の調査及び予測結果を基に、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り回避・低減する必要があります。

については、下記事項について所要の措置を講ずるよう御配意願います。

知事意見（前文）に対する事業者の見解

本事業は、廃棄物焼却施設に求められる高次の安全性、安定性や公害防止機能、効率的な処理機能を確認した新たな焼却施設の整備を目的として、既存工場の隣接地に新工場を設置する事業です。

当該事業については、対象事業実施区域にある最終処分場跡地の改変を伴うことから、環境影響評価の実施にあたっては、当環境への影響に十分配慮した計画とするため、メーカーへのヒアリング等に基づいて施設の設計や工事の実施方法等について検討を行い、その内容を準備書に記載しました。

環境保全措置については、「第8章 環境の保全のための措置」に記載したとおり計画しており、調査及び予測結果を基に、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、事業者により実行可能な範囲で対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り回避・低減するように配慮いたしました。

なお、事業の実施に際しては、施工業者に対して、計画目標値や予測条件として設定した諸元、環境保全措置などの配慮事項等について、発注の際の仕様において性能保証を求めることにより遵守するものとします。

1 事業計画にかかわる事項

最終処分場跡地の改変を伴うことから、生じる可能性のある、埋設廃棄物の飛散・流出並びに汚水、悪臭ガス及び可燃性ガス発生への対応について、具体的に記載すること。

事業者の見解

埋設廃棄物の飛散・流出対策として、掘削工事にあたっては敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行います。また、屋外に埋設廃棄物を仮置きする場合には、フレキシブルコンテナバック等に詰め込み、保管中、風雨にさらされないようにし、地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行うとともに、臭気が発生する場合には、中和剤やマスキング剤の散布等を行います。

また、可燃性ガス等による労働災害の防止のため、可燃性ガスや酸素濃度等を管理し、必要に応じて適切な対策を講じるものとしており、以上の内容について準備書に記載しました。

2 環境影響評価の項目にかかわる事項

最終処分場跡地の改変を伴うことから、工事中の雨水等による環境への影響を検討し、必要に応じて水質を環境影響評価項目として選定すること。

事業者の見解

工事中の雨水等については、周辺の工場からの雨水とともに対象事業実施区域周辺に埋設された雨水管を通して千葉港へ放流する計画であり、工事の実施に伴う土砂の掘削や裸地の出現等により降雨時の濁水の発生が考えられることから、工事の実施による水質を環境影響評価項目として追加で選定しました。

3 調査、予測及び評価の手法にかかわる事項

(1) 大気質にかかわる事項

ア 大気質の評価の手法について、長期平均濃度から日平均値の2%除外値（又は年間98%値）への換算方法を明らかにすること。

事業者の見解

工事用車両による沿道大気質の予測における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る日平均値の年間98%値又は2%除外値への換算方法は、「国土技術政策総合研究所資料第714号 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所）に基づく換算式を用いました。

また、廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る日平均値の年間98%又は2%除外値への換算方法は、統計モデルを採用しました。対象とする測定局のデータは、関係地域の各市に設置されている6測定局（船橋印内、船橋若松、船橋南本町、市川二俣、市川行徳駅前、習志野谷津）として、直近の5年間の最新のデータ（平成20年度から平成24年度のデータ）を用いて統計処理により換算式を求めました。

イ 短期高濃度予測の対象について、大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時のそれぞれの事象の出現頻度を明らかにするとともに、事象ごとに高濃度となる煙源条件を検討すること。

事業者の見解

本事業では航空法の制限により、上層気象調査のうち上層気温に関する調査が実施できなかったことから、短期高濃度予測については、高濃度が考えられる条件を既存資料等により設定のうえ予測計算を行い、最も高濃度と予測された条件について既存資料調査結果及び現地調査結果のデータにより整理が可能な範囲で出現頻度を明らかにしました。

(2) 悪臭にかかわる事項

現在の施設における煙突排出ガス中の特定悪臭物質濃度（悪臭防止法2号規制対象物質）を調査し、その結果を予測、評価に反映させること。

事業者の見解

悪臭については、既存工場における排ガス中のアンモニア等13物質の特定悪臭物質濃度及び臭気指数を調査し、その結果を踏まえて予測、評価を行いました。

既存工場における排ガス中の臭気濃度は、新工場の計画目標値である1,000以下（臭気指数：30以下）を超える値であったことから、計画目標値での予測のほか、参考として既存施設での測定結果（臭気濃度：4,000）についても予測を行いました。また、アンモニア濃度については、計画目標値を設定していないことから、既存工場での測定結果の最大値（2.2ppm）を踏まえ、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版」（平成18年4月、（社）全国都市清掃会議）に示される設計値（10ppm）を排出濃度に設定のうえ予測を行い、評価しました。

(3) 土壌にかかわる事項

最終処分場跡地の改変を伴うことから、埋設廃棄物の位置及び深度等を明らかにした上で、工事の実施による地下水質への影響を監視すること。

事業者の見解

埋設廃棄物は、対象事業実施区域の敷地境界から10m以上内側の範囲内で、4～6m程度の覆土の下層の層厚2～4m程度に存在しています。地下水は地表から1～4m付近に存在しており、工事に先立ち対象事業実施区域の周囲に鉛直遮水工を不透水層まで設置し、水平方向への拡散を防止する計画としています。

工事の実施による地下水質への影響の監視は、埋立地の掘削、杭の打設等の工事を実施する期間において、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じて3ヵ月に1回の頻度でダイオキシン類、鉛、砒素について実施するほか、1ヵ月に1回の頻度で水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）、塩化物イオン（CL⁻）、浮遊物質量（SS）、6ヵ月に1回の頻度で環境基準項目（健康項目）について調査を実施する計画としており、監視計画として記載しました。

(4) 動物にかかわる事項

ア 鳥類の調査について、渡りの最盛期を考慮し、春は4月末～5月5日頃の間、秋は9月1日を中心とした7～10日の間に行うこと。

事業者の見解

三番瀬の干潟を利用する鳥類が対象事業実施区域をどのように利用するかを確認するため、ご指摘のあった渡りの最盛期となる当該期間（春季：5月2日、秋季：9月3日）において鳥類の調査を実施し、その結果も踏まえて、予測及び評価を行いました。

イ 対象事業実施区域において、生物の生息環境を把握するため、昆虫類について夏及び秋の調査を実施すること。

事業者の見解

昆虫類の調査は、春季（5月1日～2日）、夏季（7月30日～31日）及び秋季（10月10日～11日）の三季において実施し、その結果も踏まえて、予測及び評価を行いました。

(5) 景観にかかわる事項

煙突による景観上の影響幅を求めた上で、近隣の複数の市の公園、護岸等からの眺望点を増やすこと。

事業者の見解

垂直見込角に応じた視対象の見え方として、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成25年3月 環境省）などにおいて、視角が 1° の場合には“十分見えるけど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい”ものとされています。本事業の煙突高さは59mを計画しており、視角が 1° 以下となるのは距離が3,380mの場合となります。

眺望点については、習志野市、市川市のほか、対象事業実施区域から約4km離れた浦安市も含めた公園、護岸等について再度、調査し、浦安市の護岸近くにある公園を眺望点として追加のうえ予測及び評価を行いました。なお、その他の公園、護岸等については、立ち入り禁止の区域のほか、周辺の建築物により視認されない場所などとなっており、景観の眺望点として適切ではないことを確認しています。

